



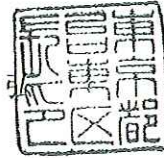
一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1
 氏名 高嶺清掃 株式会社
 代表取締役 関川 泰子
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年3月27日

台東区長 吉住



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

- 4 作業場所 台東区の区域内
- 5 許可期間 平成21年4月1日 から
平成23年3月31日 まで

- 6 許可の条件
作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。
特定家庭用機器再商品化法対象物の運搬先は、必要な許可を有する区内の指定引取場所に限る。

1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、台東区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。